



佐賀県公報

平成17年
5月20日
(金曜日)
第 12606号

目次

◎印は、県例規集に登載するもの

規則

◎佐賀県射撃研修センター設置条例施行規則 (八一・生産者支援課) 一

公告

○伊万里都市計画道路に関する都市計画を変更する案の縦覧 (まちづくり推進課) 六

○都市計画事業の環境影響評価準備書 (農地整備課) 七

○県営打上北部地区土地改良事業の工事の完了 (農地整備課) 八

○県営福富地区土地改良事業の工事の完了 () 八

○県営於保地区土地改良事業の工事の完了 () 八

○県営無津呂地区土地改良事業の工事の完了 () 八

○県営樋ノ谷地区土地改良事業の工事の完了 () 八

○県営牛屋東分地区土地改良事業の工事の完了 () 八

○県営八平南地区土地改良事業の工事の完了 () 八

○公印の登録抹消 (総務法制課) 八

○公印の登録 () 八

教育委員会事項

◎佐賀県立宇宙科学館の管理に関する規則の一部を改正する規則 (規則・一六) 九

公布された規則のあらまし

○佐賀県射撃研修センター設置条例施行規則(規則第八一号)

1 指定管理者の申請の方法を定めることとした。(第二条関係)

2 指定管理者の指定の基準を定めることとした。(第三条関係)

3 指定管理者の管理の基準を定めることとした。(第五条、第八条関係)

規則

- 4 その他所要の事項を定めることとした。
- 5 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 6 佐賀県射撃研修センター管理規則は、廃止することとした。
- 7 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県射撃研修センター設置条例施行規則をここに公布する。

平成十七年五月二十日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第八十一号

佐賀県射撃研修センター設置条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県射撃研修センター設置条例(平成六年佐賀県条例第十六号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の方法)

第二条 条例第六条第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 法人にあつては、法人登記簿の謄本
- 三 指定管理者指定申請書を提出する直近二事業年度における決算に関する書類
- 四 その他知事が必要と認める書類

(指定の基準)

第三条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

一 佐賀県射撃研修センター(以下「射撃センター」という。)の設置目的

の確実な実施が見込まれること。

二 射撃センターの施設の平等利用が確保されること。

三 前条第一号の事業計画書の内容が、射撃センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

四 当該事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。

五 指定射撃場の指定に関する内閣府令(昭和三十七年総理府令第四十六号。

以下「府令」という。)第六条の二に規定する管理者の基準並びに府令第八条及び第九条に規定する管理方法の基準を満たす能力を有していること。

(管理)

第四条 射撃センターの管理は、前条第五号の管理者の基準及び管理方法の基準を満たすものでなければならない。

(休場日)

第五条 条例第六条第四項に規定する管理の基準(以下「管理の基準」という。)のうち射撃センターの休場日は、十二月二十九日から翌年一月三日までを除き、一週間につき一日を限度とする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に休場することができる。

(開場時間)

第六条 管理の基準のうち射撃センターの開場時間は、一日につき午前九時から午後五時までを含む八時間以上とする。

(使用許可)

第七条 管理の基準のうち射撃センターの施設の使用の許可は、使用をしようとする者に使用許可申請書を提出させて行わなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による施設の使用の許可の申請を行った者に対し使用の許可をした場合は、使用の許可を証する書面を交付しなければならない。

(使用の制限)

第八条 管理の基準のうち指定管理者が射撃センターの施設の使用を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 射撃センターの設置の目的に反する使用をするおそれがある場合

二 射撃センター内の秩序を乱すおそれがある場合

三 射撃センターの施設又は設備をき損するおそれがある場合

四 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号。以下「銃刀法」という。)、府令及び関係法令に違反するおそれがある場合又は適合しないおそれがある場合

五 その他管理上必要があると認める場合

2 管理の基準のうち指定管理者が射撃センターの施設の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

一 使用許可申請書の内容に偽りがあつた場合

二 使用の許可を受けた者が、使用目的を変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸した場合

三 銃刀法、府令及び関係法令に違反することとなつた場合又は適合しなくなつた場合

四 その他指定管理者の指示に従わない場合

3 指定管理者は、第一項第五号の規定により射撃センターの施設の利用の制限をしようとするときは、知事に協議しなければならない。

(使用料の減免)

第九条 条例第五条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号に掲げる場合とし、その額は、当該各号に定める額とする。

一 県が委託した事業を執行するために射撃センターを使用する場合 使用料の全額

二 その他知事が特に必要と認める場合 使用料の一部の額又は全額

2 射撃センターの施設の使用をしようとする者のうち、前項の規定により使

用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定により提出された使用料減免申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、使用料の一部の額を減額し、又は全額を免除するものとする。ただし、標的使用料又は標的放出機使用料については、徴収するものとする。

(使用料の還付)

第十条 条例第四条第二項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書(様式第二号)を知事に提出しなければならない。

(事業報告書の提出)

第十一条 指定管理者は、毎年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

一 射撃センターの管理の業務に関する事業報告書

二 決算に関する書類

(補則)

第十二条 この規則に定めるもののほか、射撃センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(佐賀県射撃研修センター管理規則の廃止)

2 佐賀県射撃研修センター管理規則(平成六年佐賀県規則第五十号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の規定にかかわらず、射撃センターの管理については、この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

様式第1号（第9条関係）

佐賀県射撃研修センター使用料減免申請書

年 月 日

佐賀県知事

様

申請人 住 所

氏 名

㊟

次のとおり、使用料の減免（免除）を受けたいので、申請します。

1 使用日時

年 月 日（ ） 時 分から

年 月 日（ ） 時 分まで

2 使用する施設

3 使用の目的（行事の名称等）

4 減額（免除）の理由

5 使用料

減免前の金額

減免する金額

徴収する金額

注 使用日の10日前までに提出すること。

様式第2号(第10条関係)

佐賀県射撃研修センター使用料還付請求書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請人 住所
氏名

印

次のとおり、使用料の還付を受けたいので、請求します。

1 使用した施設

2 許可年月日及び許可番号

年 月 日 第 号

3 納入年月日

年 月 日

4 還付を受けようとする金額

5 還付を受けようとする理由

○ 公 報

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により伊万里都市計画道路に関する都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。

なお、伊万里市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見を佐賀県知事に提出することができます。

平成17年5月20日

佐賀県知事 古 川 康

1 都市計画の種類及び名称

伊万里都市計画道路 (1) 1・5・1号 東山代山代線

(2) 1・4・2号 南波多東山代線

(3) 3・3・11号 二里山代線

(4) 3・5・20号 楠久里線

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 1・5・1号 東山代山代線

追加する部分 伊万里市東山代町大字長浜字祐藏坊、字中土居、字奥裏、

字北土居、字田土居尻脇及び字天神脇地内、大字天神字天神地内並びに大字里字正手、字五反田、字陣内、字館、字七郎峯及び字後川地内並びに山代町大字楠久字米倉石、字茅野脇、字下福、字沖ノ田、字山崎、字樋渡及び字切寄地内、大字福川内字倉持地内、大字鳴石字湯ノ谷地内、大字峰字北切寄、字川ノ上、字成原、字峰及び字浦野地内、大字久原字崩岩、字藤ノ尾、字飯盛、字矢ノ宗、字堀田、字花房、字上場、字栗山、字古園、字三本松、字草津、字伊勢越、字打越、字大波瀬、字浜嶋、字千把ヶ岳、字城林及

び字追崎地内並びに大字立岩字苗代田、字尾路崎、字大川口、字桑阪、字門ノ上、字天神、字黒藻、字栗山、字蟹喰、字佐代ノ上、字佐代田原、字北田原、字川瀬、字中ノ谷、字亥ノ子ヶ倉及び字小松堀地内

(2) 1・4・2号 南波多東山代線

追加する部分 伊万里市南波多町大字府招字長田、字小原及び字古道地内、大坪町甲字高尾、字石原川内、字平古場、字東犬川及び字永山地内、脇田町字長谷、字平野、字清水、字瓶屋、字壱本谷、字三本谷、字向工田及び長恩寺地内、木須町字藤ノ尾、字名切、字馬伏、字戸ノ須・辺古島及び字古戸渡島地内、松島町字脇地内、二里町大字八谷脇字伊万里二本松、字伊万里三本松、字有田三本松及び字有田五本松地内並びに東山代町大字日尾字銭亀並びに大字長浜字下り松、字長浜一及び字祐藏坊地内

(3) 3・3・11号 二里山代線

追加する部分 伊万里市山代町大字楠久津字新田地内
削除する部分 伊万里市山代町大字楠久津字新田地内

(4) 3・5・20号 楠久里線

追加する部分 伊万里市山代町大字楠久津字新田地内並びに東山代町大字里字新田及び字後川地内

3 縦覧場所

(1) 佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課

(2) 伊万里土木事務所

(3) 伊万里市建設部都市開発課

4 縦覧期間

平成17年5月20日から平成17年6月3日まで

<p>佐賀県環境影響評価条例施行規則（平成11年佐賀県規則第46号）第32条の規定により読み替えて適用される佐賀県環境影響評価条例（平成11年佐賀県条例第25号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、都市計画道路南波多東山代線の環境影響評価準備書を作成したので、条例第15条の規定により、次のとおり公告します。</p> <p>なお、準備書について環境保全の見地からの意見を有する者は、縦覧を開始する日から縦覧期間満了の日の翌日から2週間を経過する日までに、当該準備書についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。</p> <p>平成17年5月20日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>	<p>1 都市計画決定権者の名称 佐賀県知事 古川 康</p> <p>2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模</p> <p>(1) 名称 都市計画道路南波多東山代線</p> <p>(2) 種類 一般国道の新設</p> <p>(3) 規模</p> <p>ア 延長 約6.6キロメートル</p> <p>イ 車線の数 4車線</p> <p>3 都市計画対象事業が実施されるべき区域</p> <p>(自) 佐賀県伊万里市南波多町</p> <p>(至) 佐賀県伊万里市東山代町</p> <p>4 関係地域の範囲 佐賀県伊万里市</p> <p>5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間</p> <p>(1) 縦覧場所</p> <p>ア 国土交通省佐賀国道事務所調査課</p> <p>イ 佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課</p>
<p>ウ 伊万里市建設部都市開発課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成17年5月20日(金)から平成17年6月20日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。</p> <p>(3) 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>6 意見書の提出 環境影響評価準備書について環境保全の見地からの意見を有する者は、意見書の提出によりこれを述べることができます。</p> <p>7 6の意見書の提出期限及び提出先その他の意見書の提出に必要な事項</p> <p>(1) 意見書の提出期限 平成17年7月4日(月)</p> <p>(2) 意見書の提出先 佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課 郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号</p> <p>(3) 提出方法 郵送又は持参によります。</p> <p>(4) その他提出に必要な事項 意見書には次に掲げる事項を記載してください。</p> <p>ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>イ 意見書の提出の対象である準備書の名称</p> <p>ウ 準備書についての環境保全の見地からの意見及びその理由</p> <p>8 説明会の開催日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成17年6月1日(水) 午後7時から</p> <p>(2) 場所 伊万里市民センター</p>	

平成16年3月10日県営土地改良事業（一般農道整備）打上北部地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成17年5月20日

佐賀県知事 古 川 康

平成17年2月10日県営土地改良事業（土地改良総合整備）福富地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成17年5月20日

佐賀県知事 古 川 康

平成16年3月19日県営土地改良事業（一般農道整備）於保地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成17年5月20日

佐賀県知事 古 川 康

平成17年3月16日県営土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）無津呂地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成17年5月20日

佐賀県知事 古 川 康

平成17年1月31日県営土地改良事業（ため池等整備）樋ノ谷地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成17年5月20日

佐賀県知事 古 川 康

平成17年3月11日県営土地改良事業（一般農道整備）牛屋東分地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成17年5月20日

佐賀県知事 古 川 康

平成17年2月18日県営土地改良事業（一般農道整備）八平南地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成17年5月20日

佐賀県知事 古 川 康

次の公印は、平成17年5月1日限りでその登録を抹消しました。

平成17年5月20日

佐賀県知事 古 川 康



一般専用公印（不動産登記専用）

次の公印は、平成17年5月2日をもって登録しました。

平成17年5月20日

佐賀県知事 古 川 康



一般専用公印(許認可専用)

一般専用公印(不動産登記専用)

○ 教育委員会事項

佐賀県立宇宙科学館の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月二十日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠 二 郎

●佐賀県教育委員会規則第十六号

佐賀県立宇宙科学館の管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立宇宙科学館の管理に関する規則(平成十一年佐賀県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第九条及び」を「第八条及び第九条並びに」に改める。

第二条から第四条までを次のように改める。

(申請の方法)

第二条 条例第八条第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という)の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを佐賀県教育委員会(以下「教育委員会」という)に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 法人にあつては、法人登記簿の謄本
- 三 指定管理者指定申請書を提出する直近二事業年度における決算に関する書類

四 その他教育委員会が必要と認める書類

(指定の基準)

第三条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

- 一 科学館の設置目的の確実な実施が見込まれること。
- 二 科学館の施設の平等利用が確保されること。
- 三 前条第一号の事業計画書の内容が、科学館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- 四 当該事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。

(休館日)

第四条 条例第八条第四項に規定する管理の基準(以下「管理の基準」という)のうち科学館の休館日は、十二月二十九日から十二月三十一日までの日を除き、一週間につき一日を限度とする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に休館することができる。

3 指定管理者は、前項の規定により臨時に休館するときは、教育委員会に協議しなければならない。

第七条を削り、第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、同条の前にかの一条を加える。

(開館時間)

第五条 管理の基準のうち科学館の開館時間は、一日につき八時間以上とする。

第八条及び第九条を次のように改める。

(使用の制限)

第八条 管理の基準のうち指定管理者が科学館の施設の使用を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 科学館の設置の目的に反する使用をするおそれがある場合
- 二 科学館内の秩序を乱すおそれがある場合
- 三 科学館の施設又は設備をき損するおそれがある場合

四 めいてい等により他人に迷惑をかけるおそれがある場合

五 その他管理上必要があると認める場合

2 管理の基準のうち指定管理者が科学館の施設の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができるときは、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

- 一 使用許可申請書の内容に偽りがあった場合
- 二 使用の許可を受けた者が、使用目的を変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸した場合
- 三 その他指定管理者の指示に従わない場合

3 指定管理者は、第一項第五号の規定により科学館の施設の使用の制限をしようとするときは、教育委員会に協議しなければならない。

(事業報告書の提出)

第九条 指定管理者は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- 一 科学館の管理の業務に関する事業報告書
- 二 決算に関する書類

様式第一号中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に改める。

様式第二号中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の佐賀県立宇宙科学館の管理に関する規則の規定にかかわらず、佐賀県立宇宙科学館の管理については、この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。